

ご質問への回答

<高橋委員>

Q. 「実効性のある避難計画の策定を待たずに「取り敢えず再稼働ありき」なのか？

東京電力は当初本年3月、7号機に核燃料を装荷、6月には再稼働する計画だったと聞く。IDカードの不正使用をはじめとし、相次いで核防護上の不備、工事未了が明らかになり、その結果、核燃料の移動禁止命令が出され、事実上再稼働は白紙状態となった。仮にこの事実が、判明していなかったとすれば東京電力は、7号機を予定通り稼働させていたと思われる。地域の会では、本年4月東京電力、新潟県、柏崎市、刈羽村、各省庁他関連機関に質問書を提出して回答を得ている。その中の避難計画についての質問への回答は次のようなものだった。

- ・内閣府――「柏崎刈羽原子力防災協議会」等の枠組みの下、関係自治体と一体となって、原子力防災体制の充実・強化に取り組んで参りたい。
- ・新潟県――広域避難計画については、市町村、防災機関とも十分に連携し、訓練等の中で明らかになった課題の解決に取り組み、その結果を適宜計画に反映することにより、実効性を高めてまいりたいと考えております。
- ・柏崎市――広域避難計画には到達点というものはなく、訓練を積み重ねながら実効性を高めていくものであると考えます。そのため、訓練での課題や参加者の意見を踏まえながら今後も訓練を重ね、国、新潟県、刈羽村に加えて避難先自治体とも連携を図りながら、区域避難計画の実効性を高める取り組みを進めてまいります。また、今冬の大雪で避難道路の確保が問題となりましたが、内閣府による柏崎刈羽地域原子力防災協議会において緊急時対応を策定中であり、その検討内容を踏まえて避難の実効性を高めてまいります。

このようにいずれの回答も避難計画に対して「充実・強化に取り組んでまいります」「到達点はなく訓練を積み重ねる」等々であり、到達点どころではなく「実効性のある避難計画」策定は、問題山積であり、先が全く見えていないのが現状だ。

東京電力は、このような現状の中であっても規制委員会の再審査が終わった段階で再稼働を強行するつもりなのか。避難計画と再稼働は別なのか明確に回答願いたい。

A.

- 避難計画については、新潟県をはじめ関係する自治体で策定されますが、弊社としては原子力災害に対する事業者としての責務を確実に果たしていくとともに、避難計画の実効性を高めるために最大限のご協力をさせていただき所存です。
- このため、弊社は新潟県と原子力防災に関する協力協定を締結し、平時から要員や資機材の協力体制を構築するとともに、新潟県が実施する原子力防災訓練の振り返りを協力し行うことで、協力体制等の改善を行ってまいりたいと考えております。
- なお、一連の事案により地域の皆さまや社会の皆さまに多大なご心配をおかけしていることから、事案に対する根本的な原因究明と抜本的な改革に全力を挙げて取り組んでまいります。
- 引き続き、発電所の安全性や業務品質の向上に向け、一つひとつ着実に実績を積み重ね、地域の皆さまの信頼が得られるように取り組んでまいります。

<宮崎委員>

Q. 事態発生から PAZ 住民が避難完了まで、ベントしないことができるか。

PAZ は、放射性物質が放出される可能性がある事態が発生した段階で避難開始となっています。放出される可能性がある事態を判断するのは東京電力です。また、フィルターベント装置によって、放出時期を早めたり、伸ばしたりするのも東京電力です。県に事態発生を通報しますが、県は第一報から、様々なところと調整を始め、調整が終わって、防護体制を全県に引くまでさらに時間がかかります。PAZ 住民が行動開始して、数時間で避難完了と県の計画はなっています。

東電は、放射性物質放出の事態が発生してから約半日（12 時間）はベントをしないようにコントロールできるのでしょうか。コントロールは、事故原因に関わらずできますか。

A.

- 福島第一原子力発電所の事故のように、発電所に備えている多数の設備が機能喪失し、格納容器内の圧力が上昇した場合には、フィルタベントにて放射性物質を極力低減させた後にガスを排出することになります。柏崎刈羽原子力発電所の 6 号機及び 7 号機の適合性審査において想定している事故進展では、事象発生から約 38 時間後にベント操作が必要となると評価しています。
- なお、上記の評価は、福島第一の事故よりもさらに圧力上昇が速くなる過酷な事故を想定したものととなります。当発電所では、上記の評価に加え、代替循環冷却設備を 24 時間以内に現場に設置し、除熱機能を回復させることで、フィルタベントを使用することなく、放射性物質の放出を可能な限り回避する設計としております。

以上